

火災予防標語

危険物
慣れと

油断が 火事のもと

おおむら

4月 中旬号

No. 610

発行所/大村市役所
郵便番号 856

編集人/総務課長 土井音之助
印刷所/大村活版所



(ここをとじてください)

一家こぞつて収穫にいそがしい農家の人たち
—黒丸郷にて—

ビニールトンネル栽培の、
グリーンアスパラガスの出荷
がはじまりました。栄養価の
高い生鮮野菜として需要の伸
びをみせているアスパラガス
は市内黒田、池田を中心に昭
和41年頃より栽培され、現在

8ヘクタールで約3万2千キ
ログラムが生産され、県内の
92%を占めており、3月より
大村空港から東京、大阪市場
へ毎週、日、火、木に出荷さ
れ市場でもなかなかの好評で
す。

関東、関西へ空輸

アスパラガス

特産品

市長施政方針を説明 本年度当初予算きまる

昭和四十五年度一般会計

道路、排水施設など

舗装を重点整備



昨年りつばに出来た古町住宅市道舗装

償問題、その他関連する問題については、県、国に対し、最善の努力をいたしたいと存じております。このほか、開発公社の運営を一層能率的にし、資金運用の円滑化をはかるため、金融機関に対し、一千万円の預託をすると共に、別途五千万円の貸付けを行なう事業の推進をはかります。土木行政については、前にも述べましたとおり、前年度に引き続き、道路舗装、排水施設等を舗装五カ年計画とも合わせて、重点的に実施するほか、都市計画事業として、西三城、杭出津線の新設に伴う用地買収、および、物件移転等を早急に解決し、街路築造をするほか、桜馬場に児童公園一カ所の新設を計画いたしました。また、交通安全施設整備事業として、前年度に引き続き市道乾馬場線の歩道整備、また、防衛施設周辺整備事業として、西小路排水路の整備を行なう予定であります。次に単独事業としては、市道並びに急坂路舗装を、また、新設改良事業では、松原神社、草場緑等の拡幅改良と、森園排水路、ほか河川のしゅんせつ改良を実施し、

企画行政につきましては、総合的な基本構想として、昭和六十年の本市のビジョンを目標に、国、県等の開発振興計画などを考慮に入れ、関係機関とも十分協議の上、計画を立てたいと考えております。また、かねて念願の九州横断高速道路は、既に基本計画が発表されており、本市に有利な路線を決定するための折衝をかさね、早期実現のため、更に努力して参ります。企業誘致にあたっては、極力公害の少ないものを誘致するよう努力し、労働力の確保については、市内の学校卒業者の県外流出を防ぎ、地元工場に定着するよう対策を講じたいと思ひます。また、新空港の建設につきましても、更に住民側との話しあいをすすめ、ご理解をいただき、補

維持工事としては、今村、出張所線路側石積補修、および、側溝補修工事として施行し、橋りよう新設改良については、矢次橋、ほかの架替えを実施したいと思ひます。住宅建設につきましては、第一次住宅建設五カ年計画が四十五年年度をもって最終年度となりますが、目標三百戸に対し、二百九十八戸を建設することになり、達成率九十九％となります。また、久原団地計画も、第二目を迎え、公営住宅、一種簡易耐火構造平家建二十戸、二種簡易耐火構造平家建十四戸、計三十四戸を建設します。そのほか、池田住宅地区内にある大蔵省所管の空地、約五千七百平方メートルを現在払い上げ申請中であり、公営住宅、中層耐構造四階建九十六戸を三カ年で建設する計画を進め、新年度は三十二戸を建設し、久原団地と合わせて合計六十六戸となります。

償問題、その他関連する問題については、県、国に対し、最善の努力をいたしたいと存じております。このほか、開発公社の運営を一層能率的にし、資金運用の円滑化をはかるため、金融機関に対し、一千万円の預託をすると共に、別途五千万円の貸付けを行なう事業の推進をはかります。土木行政については、前にも述べましたとおり、前年度に引き続き、道路舗装、排水施設等を舗装五カ年計画とも合わせて、重点的に実施するほか、都市計画事業として、西三城、杭出津線の新設に伴う用地買収、および、物件移転等を早急に解決し、街路築造をするほか、桜馬場に児童公園一カ所の新設を計画いたしました。また、交通安全施設整備事業として、前年度に引き続き市道乾馬場線の歩道整備、また、防衛施設周辺整備事業として、西小路排水路の整備を行なう予定であります。次に単独事業としては、市道並びに急坂路舗装を、また、新設改良事業では、松原神社、草場緑等の拡幅改良と、森園排水路、ほか河川のしゅんせつ改良を実施し、

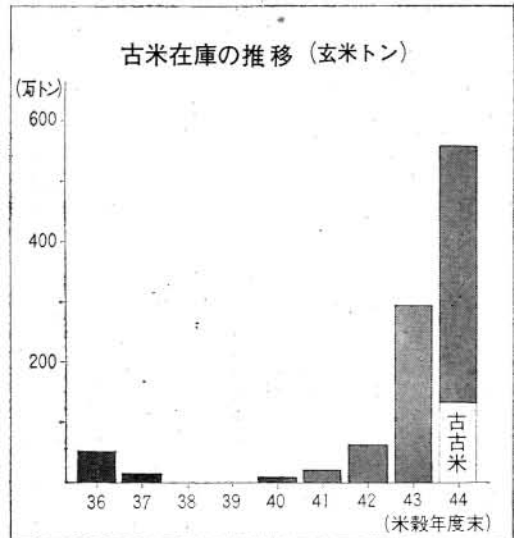
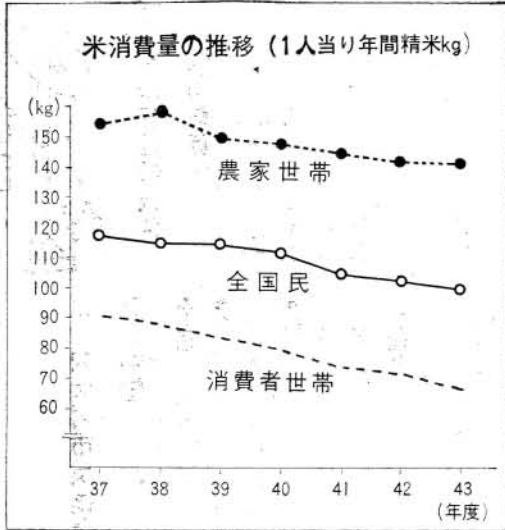


米の生産調整に

理解と協力を

わたくしたち日本人にとって米は大切な食糧であり、農業の中心として日本民族を支へ日本経済の発展に寄与してきました。その米が、近年一千四百万屯台の生産量を維持しているのに対して、人々の食事についての好みも、次第に変化していることから、米の消費は減少の一途をたどりつ

つあります。三十七年度は国民一人当たり百二十キログラムを必要としていた米が、四十三年度では、百キログラムとなり、又将来は九十キログラム以下になると言われております。米は食糧管理制度によって、農家が出荷する量は政府が買上げることになっておりますが、その食糧会計の赤



字も米の需給のアンバランスから四十四年度三千億円に及び、農林予算の約四割を占めています。このように国民の主食であるべき米の事情が急転し、生産と消費に大きなヒズミを生じていることから、政府としては、米の作付制限生産量の規制に踏み切り、強力に推進されることになりました。稲作生産調整はかつて例のない事柄であり、大村市としても、農家の皆さんにおかれても、非常に重大な事柄であることを心痛いたしております。

しかし、現今の食糧事情と、消費経済のすう勢を考えられ、食糧制度の維持と米作農業の長期安定化のためには、是非理解と協力が必要です。大村市は、四百三十八屯で、百ヘクタールの面積が示されておりますが、農業団体と連けいを取り、実行組合単位に目標数を提示し協力を求めています。

なお、実行組合、共済組合に加入してなくても対象となりますので、市農林水産課へ申し込んでください。

米の生産調整についての実施

要綱はつぎのとおりです。

- ◎昭和四十四年耕作した水田の一部(一枚が単位)約八・二パーセントを他の作物に切替えるか、休耕すること。
- ◎奨励金は、基準収量(農業共済組合)に一キログラム八十一円を乗じて得た額とする
- ◎小作地については、地主とよく調整をとること。
- ◎現場確認は八月、支払は秋前の予定、詳細については、農協、市役所農林水産課へ問合せ下さい。

道路やトンネルなどに

ゴミを捨てないように

大村駅線路下隧道は、駅前と、駅裏部落、に通ずる通用道路として、一般市民が多く利用しておりますが、最近その道路に、ゴミを捨てたり大

小便を行なうなど、心ない人がいるため、悪臭等発生してきたなくよこされています。お互いに注意し合い、きれいな環境に心がけましょう。



大村駅線路下トンネル小佐古側入口



青年の船国際親善

訪問団員募集

県では、長崎県青年の船親光丸による東南アジア国際親善訪問団派遣のため、これに乗船する団員（四月一日現在で満二十才以上四十才未満の男女）の募集をおこなっております。

- 募集期限は四月二十日までとなっておりますので、希望の人は、資格要件、応募方法その他くわしいことを市商工観光課えお問合せの上お申し込みください。おもな実施要項はつぎのとおりです。
- ▽日程 七月十五日から二十九日まで（十三泊十四日）
- ▽訪問先 香港、マカオ、台湾、沖縄
- ▽船内活動、航海中は、全体講義、クラブ活動、レクリエーションなどがおこなわれます。
- ▽使用船東洋郵船オリエンタルクイン号（一万二千トン）
- ▽参加負担金 船室の級別に

より七万九千円から五万円で

第十回大村市美術展

覧会開催

会場 市民会館三階

▲会期 五月三十日より六月一日まで（9時～17時）

▲出品規定

- ①出品作品の部門と体裁
- 〔才一部 洋画の部〕
- F30号以下とし額縁に入れ
- ること。
- 〔才二部 日本画の部〕
- 二つ折屏風以下とし表具を
- つけること。
- 〔才三部 南画の部〕
- 日本画の部の体裁に準ずる
- こと。
- 〔才四部 書道の部〕
- 画仙紙全紙以下とし表装枠
- 張りとする。
- 〔才五部 写真の部〕
- 印画紙六切以上とし枠張り
- または台紙をつけること。
- 組写真は最大作品の大きさ
- を全紙以下とすること。
- 〔才六部 商業美術部〕
- 西洋紙全紙大とし枠張りま
- たは台紙をつけること。
- 〔才七部 彫塑工芸部〕
- 染色関係のもの大きさは
- 二折屏風大以下とすること

〔才八部 版画の部〕

洋画の部の体裁に準ずる。

②出品資格

大村市在住者一般（但し、小、中学生は除く）の方。

職場が大村市にある通勤者は在住者に準ずる。

③出品作品の制限と点数

④出品作品は自作未発表のものに限る。

⑤出品点数は各部一人当

⑥出品手数料は出品者一人

⑦出品申込み期日

⑧作品搬入

⑨五月二十九日正午まで

⑩四月二十八日正午まで

⑪四月二十八日午前十時

⑫四月二十八日午後三時まで

⑬市役所第一会議室

⑭墓地の改葬

⑮平戸市鏡川町二五六のロ、

二五六のハ、二五七番地

○墓地の名称

瑞雲寺境内墓地

○改葬先

平戸市鏡川町二五六瑞雲寺

○届出先

長崎県平戸市鏡川町二五六

番地

○届出期日

昭和四十五年四月三〇日

重度心身障害児見

舞金を支給

本年度から新たに福祉施策

の一つとして、精神又は身体

に重度の障害を有する児童の

感謝と福祉の向上に寄与する

ため、その保護者に対して重

度心身障害児見舞金を支給す

ることになりました。この見

舞金は、日本の国籍を有する

二十才未満の方で、本市に引

才五号に規定する二級以上の

障害のあるもの

▽児童福祉法に規定する児童

相談所又は精神薄弱者福祉法

に規定する精神薄弱者更生相

談所が判定した精神薄弱児（

者）のうち知能指数が三五以

下であるもの。

▽その他前各号に準ずる状態

である者で市長が認めるもの

▽身体障害児（者） 収容施設

又は精神薄弱児（者） 収容施設

に収容されている者は除か

れます。

▽支給金額児童一人に付六千

円。

▽支給期日 四月中に受付け

たものは児童福祉週間（五月

五日から一週間）に支給しま

す。

十才以上の者五千円

▽支給期日 敬老週間（九月

十五日から一週間）に支給し

ます。

と畜場の事務を委託

▽委託した事務の内容

大村市と畜場の管理及びと

畜場使用料の徴収事務

▽委託した相手方の住所及び

氏名

大村市五百四十一番地の九

大村市食肉事業協同組合

組合長理事 島田栄三郎

▽委託期間

昭和四十五年四月一日から

昭和四十八年三月三十一日

まで

固定資産税、都市計

画税の納期が変更

地方税法の一部改正が、国

会が審議中のため（固定資産

税及び都市計画税の負担調整

改正）固定資産税、都市計画

税の第一期の納期を次のとお

り変更いたします。

第一期 五月十五日から六

月一日まで

春の全国交通

安全運動

四月六日～十五日